

重 要 事 項 説 明 書

（通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション）

あなたに対する居宅サービス提供開始にあたり、介護保険法に関する厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

事業者の名称	ブラザー健康保険組合
主たる事務所の所在地	名古屋市瑞穂区苗代町15番1号
法人種別	その他公法人（健康保険組合）
代表者の氏名	理事長 小池 利和
電話番号	052-824-2134

2. ご利用施設

施設の名称	老人保健施設 瑞穂
施設の所在地	名古屋市瑞穂区荒崎町6番29号
都道府県知事許可番号	2350880007
管理者（常勤医）の氏名	日比 健志
電話番号	052-824-2411
ファクシミリ番号	052-824-3670
利用定員	70名
営業日	月曜日から土曜日
休業日	日曜日・年末年始 （ただし施設行事により臨時休業する場合があります）
営業時間	9:30～16:15

3. ご利用施設で実施する事業

事業の種類		愛知県知事の事業者指定		利用定員
		指定年月日	指定番号	
施設	介護老人保健施設	平成12年4月1日	2350880007	126名
居宅	通所リハビリテーション	平成12年4月1日	2350880007	70名
	介護予防通所リハビリテーション	平成18年4月1日	2350880007	
	短期入所療養介護	平成12年4月1日	2350880007	(4名)
	介護予防短期入所介護	平成18年4月1日	2350880007	
	訪問リハビリテーション	平成21年8月1日	2350880007	
	介護予防訪問リハビリテーション	平成21年8月1日	2350880007	
居宅介護支援事業所		平成12年5月15日	2370800258	

* 短期入所療養介護の定員数は介護老人保健施設の空床を利用するため、概ねの利用定員数であり、その定員は介護老人保健施設の定員の再掲です。

4. 施設の目的と運営の方針

施設の目的	老人保健施設 瑞穂は、要支援または要介護の方を対象に良質な ケアとリハビリテーションを提供し、在宅生活を支援します。
運営の方針	1. <u>生活機能維持、向上を目的としたリハビリテーション</u> 在宅生活支援施設としての役割を認識し、充実したリハビリテーションを提供します。 2. 「At your side」(お客様第一主義)な組織文化の育成 ご利用者ひとりひとりの個別性を重視した目標と支援計画に基づいた質の高いケアを全てのスタッフがチームとなって提供します。 3. <u>地域に根ざした施設</u> 地域や家庭との結びつきを重視し、多くの方に気軽にご利用いただける、開かれた施設を目指します。 また関係行政機関・サービス提供機関との連絡調整を密にし、地域福祉の向上に努めます。

5. 職員体制

当施設の通所リハビリテーションサービス事業に関わる従業者の職種や員数は以下のとおりである。

職 種	必置職員数 (常勤換算数)	備考
医師	1 名以上	常勤医師
看護職員 介護職員 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	3 名以上	うち 1 名以上はリハビリ専門職
歯科衛生士	実情に応じた適当数	

6. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休 暇 〔当施設常勤者の 年間定休日数 119 日〕
医師	月・火・水・木曜日 8:30～17:30 金・土曜日 9:00～17:00	
リハビリ職員	日勤 (8:30～17:30)	交替勤務(10日/月休み) * 日曜日は定休
看護職員	日勤 (8:30～17:30)	
介護職員	* 看護職員を含め、概ね職員 1 名あたり ご利用者 5 名のケアを担当します。	
管理栄養士	日勤 (8:30～17:30)	交替勤務(10日/月休み)
歯科衛生士	週 2 日 (9:00～15:00)	

7. 通所リハビリテーションサービスの概要

サービスの種類	内 容
リハビリテーション	・在宅生活を支援するため、ご利用者の状態に最適な理学療法、作業療法その他必要なリハビリをリハビリテーション実施計画書に基づき行います。 ・当施設が保有するリハビリ機器の一例 筋力トレーニングマシン エアロバイク バランスマット (重錘) 滑車 ホットパック
食事サービス	・食事は管理栄養士が献立し、ご利用者の身体状況に配慮した、季節感のあるバラエティに富んだ食事を提供します。 ・調理業務を日清医療食品株式会社に委託し、より食べやすくおいしい食事を提供するため、互いに協力し質向上に努めております。
入浴	・ご利用者の状態に応じて、一般浴やリフト浴等により入浴サービスを提供いたします。
レクリエーション	・当施設でお過ごしいただく時間を実りあるものにするため、日常的にレクリエーション、クラブ活動や、四季折々の行事等を行っております。
排泄	・心身の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立について必要な援助を行います。 ・オムツを使用するご利用者に対しては、適切に交換を行います。
健康管理と緊急時の対応	・看護職員を配置し、血圧や体温のチェックや健康状態のチェックを行います。 ・サービス提供中に、病状が著しく変化した場合は、速やかにご家族等に連絡するとともに、応急手当、救急車の手配等を行います。
送迎	・ご希望に応じ、ご自宅と施設間の送迎を行います。 ・当施設の送迎実施範囲外の場合は、送迎をお断りすることがありますので、ご了承ください。
相談及び援助	・担当居宅介護支援専門員と連携を図り、ご利用者の心身の状況、病状等の的確な把握に努めます。 ・ご利用者またはその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

8. 利用料

(1) 介護保険給付サービスにかかる利用料

区 分	利用料
法定代理受領の場合	介護報酬告示上の額 * 通所リハビリテーション費の1割～3割 (介護保険負担割合証をご確認ください。)
法定代理受領でない場合	介護報酬告示上の額 * 通所リハビリテーションの基準額に同じ

(2) 介護報酬単位

項 目	分 類	報酬単位数	金額 (円)
通常規模型 通所リハビリテーション費 6～7時間	要介護1	715 単位	7,743 円
	要介護2	850 単位	9,205 円
	要介護3	981 単位	10,624 円
	要介護4	1,137 単位	12,313 円
	要介護5	1,290 単位	13,970 円
通常規模型 通所リハビリテーション費	要介護1	486 単位	5,263 円
	要介護2	565 単位	6,118 円

3～4 時間	要介護 3	643 単位	6,963 円
	要介護 4	743 単位	8,046 円
	要介護 5	842 単位	9,118 円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1 回	22 単位	238 円
入浴介助加算（Ⅰ）	1 日	40 単位	433 円
入浴介助加算（Ⅱ）	1 日	60 単位	649 円
リハビリ提供体制加算	（6 時間以上～7 時間未満）	24 単位	259 円
	（3 時間以上～4 時間未満）	12 単位	129 円
リハビリマネジメント加算ロ 1	1 月につき	593 単位	6,422 円
リハビリマネジメント加算ロ 2	1 月につき	273 単位	2,956 円
リハビリマネジメント加算ハ 1	1 月につき	793 単位	8,588 円
リハビリマネジメント加算ハ 2	1 月につき	473 単位	5,122 円
リハビリマネジメント加算 4	1 月につき	270 単位	2,924 円
短期集中個別リハビリテーション実施加算	1 日	110 単位	1,191 円
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算	1 日（週 2 回限度）	240 単位	2,599 円
中重度者ケア体制加算	1 日	20 単位	216 円
栄養改善加算	1 回（月 2 回限度）	200 単位	2,166 円
栄養アセスメント加算	1 月につき	50 単位	541 円
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	（6 ヶ月に 1 回限度）	20 単位	216 円
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	（6 ヶ月に 1 回限度）	5 単位	54 円
口腔機能向上加算（Ⅰ）	1 日（月 2 回限度）	150 単位	1,624 円
口腔機能向上加算（Ⅱ）イ	1 日（月 2 回限度）	155 単位	1,678 円
口腔機能向上加算（Ⅱ）ロ	1 日（月 2 回限度）	160 単位	1,732 円
移行支援加算	1 日	12 単位	129 円
科学的介護推進体制加算	1 月につき	40 単位	433 円
退院時共同指導加算	退院時 1 回を限度	600 単位	6,498 円
送迎減算	片道につき	－47 単位	－509 円
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に 8.6% を乗じた単位数		

介護予防通所リハビリ テーション費	要支援 1（1 月につき）	2,268 単位	24,562 円
	要支援 2（1 月につき）	4,228 単位	45,789 円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	要支援 1（1 月につき）	88 単位	953 円
	要支援 2（1 月につき）	176 単位	1,906 円
栄養アセスメント加算	1 月につき	50 単位	541 円
栄養改善加算	1 月につき	200 単位	2,166 円
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	（6 ヶ月に 1 回限度）	20 単位	216 円
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	（6 ヶ月に 1 回限度）	5 単位	54 円
口腔機能向上加算（Ⅰ）	1 日（月 2 回限度）	150 単位	1,624 円
口腔機能向上加算（Ⅱ）	1 日（月 2 回限度）	160 単位	1,732 円
科学的介護推進体制加算	1 月につき	40 単位	433 円
若年性認知症利用者受入加算	1 月につき	240 単位	2,599 円
一体型サービス提供加算	1 月につき	480 単位	5,198 円
予防通所リハ 12 月超減算	要支援 1（1 月につき）	－120 単位	－1,299 円
	要支援 2（1 月につき）	－240 単位	－2,599 円
退院時共同指導加算	退院時 1 回を限度	600 単位	6,498 円
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に 8.6% を乗じた単位数		

(3) 介護保険給付外サービス

サービスの種別	内 容	自己負担額
食事サービス	・ 食事時間 昼 食 12:00～ おやつ 15:00～	昼 食 760 円/日(非課税) おやつ 100 円/日(非課税)
教養・娯楽 行事 レクリエーション クラブ活動	・ クラブ活動やレクリエーション、四季折々の行事等、興味に合わせてご参加いただけます。詳細はパンフレット等をご覧ください。 ・ 活動内容により、別途実費をご負担いただくことがあります。	教養娯楽費 200 円/日 (介護予防の方は 50 円/日) (非課税)
日用品	・ おしぼりタオルをはじめ日常生活に必要な品をご用意します。	日用品費 100 円/日(非課税) (介護予防の方は不要)
喫茶室 「Cafe さくら」 売店	・ ご利用者同士、ご家族や面会者、地域の方々とのふれあいの場を提供するために 1 階に 喫茶室を用意しております。 ・ 日用品やお菓子などを取り扱う売店を 1 階に用意しております。 ・ 営業時間 10:00～15:30 年中無休(特定日を除く)です。 ・ ブラザーリビングサービス株式会社および ワタキューセイモア株式会社に委託しております。	実費 * 売店にて価格をご確認ください。

(4) 利用料の支払い

利用料は 1 ヶ月毎(1 日～月末)に計算し、請求書を翌月 10 日頃に郵送いたします。

お支払期間は 11 日～20 日(日曜日を除く)です。

窓口現金払い	月曜日～土曜日 10:00～16:30(1 階受付)
銀行振込み	振込先 三井住友銀行 上前津支店(普) 6437184 名義人 ブラザー健康保険組合 ※必ずご利用者名でお振込み下さい。
預金口座振替	口座振替の手続きが必要ですので、事務までお申し出下さい。 銀行手続に日数がかかる為、その間は現金支払又は銀行振込でお支払下さい。
領収書	領収書は確定申告の医療費控除を行う場合に必要ですので、大切に保管下さい。 原則として領収書の再発行はいたしません。やむを得ず再発行をするには再発行手数料(1 通につき 1,100 円)が必要となります。

9. 通常の送迎実施地域

行政区	範囲
瑞穂区	全域
昭和区	滝子通、塩付通、陶生町
熱田区	白鳥学区
南区	大磯学区、春日野学区、菊住学区、桜学区、伝馬学区、道德学区、豊田学区、明治学区、呼続学区

※上記以外の地域にお住まいの方は一度ご相談ください。

10. 苦情等の窓口

当施設のサービスについて、ご不明な点や疑問・ご意見等がございましたら、お気軽にお申し付けください。また、玄関横に意見箱を設置しておりますので、あわせてご利用ください。

ご利用相談	受付担当者 支援相談員 浅野幸太郎 ・ 理学療法士 伊藤圭祐 受付時間 8:30～17:30（日・祝祭日を除く毎日） 電話番号 824-2411
当施設以外の 苦情申立先	・ 名古屋市健康福祉局介護保険課 指導係（電話：959-3087） ・ 愛知県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口（電話：971-4165） ・ お住まいの市区町村 介護保険窓口

11. 事故発生時の対応

事故発生時の対応	・ ご利用者に対する介護サービス提供により事故が発生した場合には、速やかに保証人またはご家族等関係者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。 ・ 当施設の責に帰すべき事由により、ご利用者が損害を被った場合、損害を賠償します。 ただし、当施設の故意または過失によらない場合には、この限りではありません。
----------	--

12. 虐待の防止のための措置に関する事項

当施設は、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底します。利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施します。

- 1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（リスクマネジメント委員会 身体拘束適正化・虐待防止検討チーム）を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- 2) 虐待防止のための指針を整備し、全ての職員はその指針に従い業務にあたります。
- 3) 虐待を防止するための定期的（年2回）な職員研修を実施します。又、新規採用者に対する研修も実施します。
- 4) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めます。担当者は、リスクマネジメント委員会 身体拘束適正化・虐待防止検討チーム 委員長とします。
- 5) 虐待等が発生した場合には速やかに市区町村または地域包括支援センターに報告し、事実確認に協力します。緊急性の高い事実が発生した場合には、市区町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。虐待等の事実が確認された場合は、委員会を開催し、再発防止策の検討またはその効果の評価を行い、虐待等の要因の除去と再発防止に努めることとします。

13. 個人情報の保持

- 1) 当施設及び当施設の職員は、業務上知り得た入所者又はその家族等関係者に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らさぬよう指導教育を行います。又、当施設の職員が退職後、在職中に知り得た情報を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。但し、例外として次の各号については、事前に同意を得たものとして情報を提供します。

- ① 介護保険サービス利用のための市町村、居宅介護支援事業者や、その他の介護保険事業者等への情報を提供すること。
 - ② 利用者に病状の急変が生じた場合等、主治の医師をはじめとする関連医療機関に対して、診療情報、心身の状況、生活歴や認知機能等に係る必要な情報を提供すること。
 - ③ 緊急時・災害時において生命・身体 の保護のため、甲の安否情報を行政に提供すること。
- 2) 介護保険サービスの質の向上のため、学会・研究会等での事例研究発表等に情報を使用する際は、入所者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- 3) 個人情報の保持については、サービス終了後も同様の取扱いとします。

1 4. 協力医療機関および協力歯科医療機関

医療機関の名称	ブラザー健康保険組合 ブラザー記念病院
院長名	本田 亘
所在地	名古屋市瑞穂区塩入町11番8号
電話番号	052-824-2871
診療科	内科・外科・整形外科・眼科・婦人科・放射線科・歯科
入院設備	59床

医療機関の名称	医療法人笠寺病院
院長名	春日井 貴雄
所在地	名古屋市南区松池町3番19号
電話番号	052-811-1151
診療科	内科・消化器内科・内視鏡内科・呼吸器内科・老年内科 糖尿病内科・代謝内科・内分泌内科・神経内科・循環器内科 外科・消化器外科・整形外科・皮膚科・リハビリテーション科 放射線科・麻酔科
入院設備	128床

医療機関の名称	医療法人山和会 山口病院
院長名	山口 賢司
所在地	名古屋市南区加福本通3番28号
電話番号	052-611-6561
診療科	整形外科・消化器科・外科・内科・脳神経外科・リウマチ科 リハビリテーション科・皮膚泌尿器科・肛門科・放射線科 麻酔科
入院設備	60床

医療機関の名称	社会医療法人宏潤会 大同病院
院長名	野々垣 浩二
所在地	名古屋市南区白水町9番
電話番号	052-611-6261
診療科	血液化学療法科・内分泌代謝科・腫瘍内科・腎臓内科・神経内科 呼吸器科・循環器科・外科・脳神経外科・整形外科・泌尿器科 麻酔科・産婦人科・耳鼻咽喉科・歯科・皮膚科・小児科・ 小児アレルギー科・消化器科・眼科
入院設備	404床

15. 非常災害時の対策

災害時の対応	別途定める「老人保健施設瑞穂 消防計画」に則り、対応を行います。			
平常時の訓練等 防災設備	別途定める「老人保健施設瑞穂 消防計画」に則り、年2回夜間 及び昼間を想定した消防訓練を実施します。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	有	防火戸・シャッター	14ヶ所
	避難階段	3ヶ所	屋内消火栓	有
	自動火災報知設備	有	非常通報装置	有
	誘導灯	45ヶ所	漏電火災報知機	無
	ガス漏れ報知器	有	非常用電源	有
	カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しています。			
消防計画等	瑞穂消防署への届出日：平成11年6月10日 防火管理者氏名：岡季子			

16. 当施設ご利用に際し留意いただく事項

飲酒・喫煙	当施設では、行事や食事サービスの一環としてアルコール類を提供する機会を設けている。それら以外で、許可なく飲酒を行うことは禁止とする。また、敷地内全面禁煙とする。
設備・備品の利用	当施設が所有する設備・備品については許可なく形状を変えたり、施設外へ持ち出すことを禁止する。また療養室内、食堂等に設置された設備・備品以外を使用する際は、予め施設職員に申し出を行う。
所持品・備品等のお持ち込み	利用者が持参した所持品は見やすい場所に氏名を記入し、原則として利用者が自己にて管理を行う。ただし所持品の自己管理が困難であると認められる場合、施設側で管理を行う。
金銭・貴重品の管理	現金や貴重品の所持は、紛失やトラブル防止のため原則禁止とする。
宗教活動	利用者が施設内で個々に宗教を信仰することは自由である。ただし他の利用者及び入場者に、それら宗教の勧誘を行うことは禁止する。また施設内で行う個々の宗教活動が他の利用者の療養生活に支障をきたす場合は活動の自粛を促し、なお改善が見られない場合は利用中止等の措置を講ずる場合がある。
ペットの持ち込み	当施設ではペットの持ち込みを禁止する。ただし、盲導犬や介助犬等はこの限りではない。
その他	利用者及び入場者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。 その他、他の利用者への迷惑行為は禁止する。他の利用者の療養生活に支障をきたす場合は利用中止等の措置を講ずる場合がある。

17. ハラスメント対策

- 1) 当施設は介護職場におけるハラスメント防止対策に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指しています。
- 2) ご利用者やそのご家族等関係者が当施設の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷などの迷惑行為、またセクシャルハラスメント等の行為を禁止します。
- 3) 職員への暴言・暴力・ハラスメント等によりサービスの中断や契約を解除する場合があります。

18. 身体的拘束その他の行動制限

- 1) 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、当該利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載します。
- 2) 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施します。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。